

農業インターンシップ

体験受入ルールブック

トラブルのない受け入れのために、お願いしたいこと

農業インターンシップ事業では、受入農業法人等のご協力のもと、これまで多くの農業を志す方の就業体験を実施しています。

今回、受け入れに際して特にご留意いただきたい点について、ルールブックとしてまとめました。

本ルールブックを事務所内や作業場の見やすい場所に掲示し、ガイダンス時等に関係者の皆様でしっかりルールを共有することで、体験生・受入先双方にとって有益な体験が行えるよう、改めてご協力をお願い申し上げます。



公益社団法人 日本農業法人協会

● 農業インターンシップ受け入れの基本ルール

体験開始時のガイダンス(説明)実施のお願い

インターンシップ開始時には、経営者や従業員の皆さんと体験生の顔合わせを行い、経営の概要や体験期間中の予定を説明してください。

その際に、本ルールブックを活用し、農作業安全対策やハラスメント行為の禁止など職場で取り決めているルールについて関係者で確認し、一人ひとりがルールを知り、遵守するように指導してください。



ガイダンス時の必須説明事項

体験開始時に以下の項目を必ず説明してください。

- 1 経営者等からの自社概要や経営方針、事業内容の説明
- 2 受入担当責任者、指導担当者の紹介
- 3 インターンシップ期間中の作業内容及び作業安全の注意点
- 4 社内規則(体験生に守ってもらいたいルール)の説明
- 5 次ページ以降の農作業安全対策、ハラスメント行為の禁止、連絡・相談窓口の説明

● 体験中の事故等防止に向けた取り組み

体験生のほとんどが農作業に不慣れな農業未経験者です。安全にインターンシップに従事できるよう、受入先には安全配慮にご協力いただく必要があります。以下を参考に農作業安全や組織体制の整備等に取り組む、事故防止にご協力ください。

農作業事故防止に向けた対策

● 用具・機械の取り扱い

農業現場では様々な用具・機械が導入されており、体験生にそれらを使用してもらおう場面もあるかもしれません。しかし、大型かつ操作の難しい農業機械等を未熟練者が扱うことは事故のリスクが高く望ましくありません。受入先におかれては、使用する用具・機械・設備等の危険性を認識し、十分な安全配慮をお願いします。



● 熱中症対策

農業では毎年、約30名の方が農作業中の熱中症により死亡しています。死亡事故の約85%が7～8月に発生している一方で3～6月にも発生したケースがあります。炎天下や高温のハウス、倉庫等での作業には熱中症の予防対策が必要です。また、熱中症かもしれないと思ったらすぐに病院に行きましょう。



予防のチェックポイント



- 暑さを避ける…高温時の作業は極力避け、時間帯を変更する。
- こまめな休憩と水分補給…のどの渇きを感じる前にこまめに水分・塩分を補給しましょう。
- 単独作業は避ける…複数名で作業を行い、体調変化がないか定期的に確認しましょう。
- 熱中症対策アイテムの使用…首回りまで覆う帽子の着用、吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や扇風機の活用。
- 健康確認…規則正しい生活により疲労の蓄積を防ぎ、体調が悪い時は無理をしないようにしましょう。また、健康状態を定期的に把握する体制を取りましょう。

● 体験生の傷害・賠償責任保険について

体験生には体験中の怪我や賠償事故に備え保険を付帯していますが、熱中症は傷害保険の対象外となります。賠償事故についても補償が難しいケースもありますので事故を未然に防ぐ安全対策に特段のご配慮をお願いします。

衛生管理・感染症予防対策／報告連絡体制の整備

- 手洗い・うがいの励行、必要に応じたマスクの着用や不特定多数の触れる場所の消毒等の衛生管理を行いましょう。衛生設備の整備にもご配慮ください。
- 有事にスムーズな情報共有や対応ができるよう、普段から社内の報告連絡・指揮系統体制を整備しておきましょう。また、対応できる近隣の病院を確認しておきましょう。



参考資料

農林水産省 HP



【事業者向け】
農作業安全を
学びましょう



【農業者向け】
農作業中の熱中症を
予防しましょう!!

● ハラスメント（苦痛を与える）行為の禁止

ハラスメント(苦痛を与える)行為とは

ハラスメントは、被害者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。

ハラスメントは他の人は問題ないと思っても、その者が被害にあっていて感じた時点で成立します。時に、加害者側は自覚なくハラスメント行為を起こしてしまっている場合があります。

ハラスメントが決して起こらないよう、職場内での教育及び周知徹底を図っていただき、体験生が安心してインターンシップ体験を受けられるようご協力ください。



セクシュアルハラスメント(セクハラ)の禁止!!

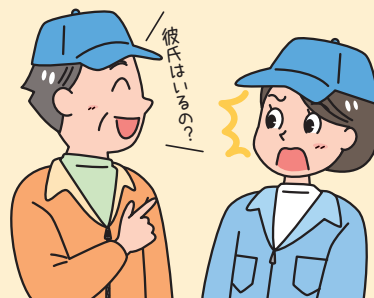
体験生の意に反して「性的な内容の発言」や「性的な行動」を受けることにより、個人の尊厳の侵害、体験環境の悪化が起こることは決してあってはなりません。

- 【性的な内容の発言】 「性的な事実関係を尋ねること」「性的な内容の情報(噂)を流布すること」「性的な冗談やかからかい」「食事やデートへの執拗な誘い」「個人的な性的体験談を話すこと」 など
- 【性的な行動】 「性的な関係を強要すること」「必要なく身体へ接触すること」「わいせつ図画を配布・掲示すること」「強制わいせつ行為」 など

こんなことが
セクハラに
なります

セクハラ事例

- 呼びかける際に「□□(苗字)さん」ではなく、下の名前で「○○ちゃん」などとなれなれしく呼ぶ
- 必要もないのに体に触れる
- 密室で二人きりになるような状況で飲食や飲酒を行う
- 体験とは関係のない自身の恋愛話をしたり、「恋人はいるの？」などといったプライベートな質問をするなど



厚生労働省
悩んでいませんか？
職場でのセクシュアルハラスメント



パワーハラスメント(パワハラ)・モラルハラスメント(モラハラ)の禁止!!

体験生の意に反して「高圧的な発言・指導」や「精神的な攻撃」、「疎外」、「個の侵害」を受けることにより、個人の尊厳の侵害、体験環境の悪化が起こることはセクハラと同様決してあってはなりません。

こんなことが
パワハラ・
モラハラに
なります

パワハラ・モラハラ事例

- 些細なミス等に対して高圧的に非難したり、しつこく原因究明を要求する
- 挨拶を無視する、悪口を言う、仲間はずれにするといったいじめ行為
- 「親の顔が見てみたい」「どういう育ち方をしたんだか」などと差別的な発言をする
- 個人の持ち物を勝手にさわる、体験期間中の宿舍の個室に勝手に入るなど



【こんなことにも気を付けましょう!】

お互いに打ち解けられる雰囲気づくりは大切ですが、コミュニケーションと称して立ち入った話題や質問をすることはマナー違反です。

内部では気づかないちょっとしたことでも、外部の人間から見ると「雰囲気が悪いなあ」「仲が悪いなあ」という印象を与えることがあります。

外部の目からみた率直な感想を参考にして、自社の職場環境改善のきっかけにしましょう。

受入先におかれましては、体験に関わる人全員が、体験生に対してマナーを守り、適切なコミュニケーションを行えるよう、相手の立場に立った指導をお願いします。

過度に歓待する必要はありませんが、せっかく農業に目を向けた体験生に幻滅させてしまうようなことは絶対にあってはなりません。

ハラスメント行為などの受入先として自覚のない行為が一つでも起こると事業全体の運営ができなくなることもあります。

農業インターンシップのメリットを最大限活かし、受入先、体験生双方にとって実りのあるインターンシップを行ってください。

連絡先・相談窓口

【農業インターンシップ相談窓口】

(公社) 日本農業法人協会 農業インターンシップ事務局

☎: 03-6268-9760 (受付時間: 平日 9:00 ~ 17:00)

E-mail: intern@hojin.or.jp (24 時間受付※)

※メールの返信は電話受付時間と同じ時間となります。

緊急の際は内容に応じて
警察や消防、病院等へ
通報をお願いします